

— 法人明細 WEB 確認サービス特約 —

第 1 条 (本サービスの内容)

「法人明細 WEB 確認サービス」(以下、「本サービス」)は、トヨタファイナンス株式会社(以下、「当社」)が発行した ENEOS BUSINESS カード、ENEOS BUSINESS II および ENEOS BUSINESS ETC カード(以下、総称して「カード」)の保有者(以下、「会員」)に対するカードにかかる支払総額およびカードごとの利用代金総額について記載したお支払総括書(以下「お支払総括書」)の郵送を停止し、会員が自ら当社所定の WEB ページへログインのうえご利用代金明細を確認できるサービスをいいます。

第 2 条 (本サービスの利用)

本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認したうえで、当社の定める所定の手続きを行うものとします。当該手続きが完了した場合に、本サービス利用会員(以下「本サービス利用者」)は、本サービスが適用されるものとします。

第 3 条 (適用除外)

毎月のカードご利用金額の確定時において、本サービス利用者が次のいずれかに該当する場合、当社は、お支払総括書を送付するものとします。

- (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合
- (2) その他当社がお支払総括書の送付を必要と判断した場合

第 4 条 (免責)

当社は、本サービス利用者にお支払総括書を送付されないことにより、本サービス利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。

第 5 条 (本特約の変更)

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本特約を変更する旨、変更後の本特約の内容およびその効力発生時期を、予め当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本特約を変更することができるものとします。

第 6 条 (本サービスの中止等)

1. 本サービス利用者が本サービスの利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。
2. カードの退会や、信用状況が著しく悪化した場合等、当社が本サービスの利用を認めな

いと判断したときは、当社は本サービス利用者に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスの利用を認めないことができるものとします。

3. 当社は、本サービス利用者に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスを中止もしくは終了し、または内容の変更ができるものとします。

第7条（カード会員規約の適用）

本特約に定めない事項については、本サービス利用者の保有するカードの規約・規定集を適用するものとします。